

井原市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、井原市放課後児童クラブ運営業務を委託するに当たり、児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、良質かつ安定的なサービスを提供できる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 井原市放課後児童クラブ運営業務（美星地区）
- (2) 業務内容 別紙「井原市放課後児童クラブ運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和11年3月31日まで
なお、契約締結日から令和9年3月31日までを運営準備期間とし、業務の引継ぎ、放課後児童支援員及び補助員（以下「支援員等」という。）の確保、運営体制の確立、備品・施設等の確認その他必要な準備を行うものとする。運営業務は令和9年4月1日から開始する。
- (4) 実施場所 次に掲げる放課後児童クラブ

児童クラブ名	実施場所	小学校区
美星児童クラブ	井原市美星町西水砂 20 番地	美星小学校

3 提案見積上限額 33,856,000円

年 度	提案上限額（円）
令和9年度	16,500,500円
令和10年度	17,355,500円

なお、本業務は、消費税法上の非課税取引に該当するため、消費税及び地方消費税は課税されない。

また、各年度の提案見積額は、それぞれ上記の提案見積上限額を超えないものとする。

※提案見積上限額は、子ども・子育て支援交付金交付要綱及び岡山県放課後児童クラブ学びの場充実事業費補助金交付要綱に基づき算出しており、放課後児童健全育成事業の基本部分に加えて、障害児受入推進事業、障害児受入強化推進事業、放課後児童クラブ育成支援体制強化事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、放課後児童支援員等処遇改善事業、岡山県放課後児童クラブ学びの場充実事業の実施を見込んでいる。

※委託契約額は、各年度に受託者から提出された事業実施計画書に基づき、開所日数、児童の数、支援が必要な児童の受入れ状況、支援員等の配置状況等を確認し、子ども・子育て支援交付金交付要綱に準じて算定し、年度ごとに締結する委託契約において定めるものとする。なお、各年度の委託料は、井原市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて受託者が提案した当該年度の委託料額を上限とする。

4 実施形式 公募型プロポーザル方式

5 担当部署

- (1) 契約担当課 総務部財政課契約管理係 担当：吉田
住所：岡山県井原市井原町 311 番地 1 井原市役所 3 階
電話：0866-62-9507 FAX：0866-62-1744（総務課着）
e-mail：zaisei@city.ibara.lg.jp
- (2) 実施担当課 健康福祉部子育て支援課子育て支援係 担当：倉橋
住所：岡山県井原市井原町 311 番地 1 井原市役所 1 階
電話：0866-62-9517 FAX：0866-62-9310（福祉課着）
e-mail：kosodate@city.ibara.lg.jp

6 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、本業務の目的及び仕様書の内容を理解し、本業務を適正かつ確実に遂行する能力を有する法人で、参加申込書の提出期限から契約締結日までの間において、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 井原市物品購入等入札参加資格を有する者であること（参加申込書の提出期限までに業者登録をした者を含む）。
- (3) 参加申込受付締切日から審査結果通知日の間に井原市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 過去 3 年以内に、市町村から委託を受けて放課後児童クラブを運営した実績を有する法人又は児童福祉を目的とした施設（保育所、認定こども園等）を運営している法人であること。

7 事業実施にあたっての必須条件

本事業の実施に当たっては、仕様書に定める事項を遵守するとともに、次に掲げる内容を実施すること。

- (1) 児童クラブの運営を公正かつ円滑に行うため、民生委員、児童委員等の地域の代表者、小学校長、支援員等を構成員とする会議（以下「地域会議」という。）を設け、

児童クラブの運営に対する地域の意見や要望を聞き、運営内容に反映させるよう協議・検討を行い、地域会議に対し、その結果を説明すること。

- (2) 令和8年度まで児童クラブに勤務している支援員等の継続雇用を基本とし、賃金水準、賃金規程その他の処遇等については、原則として運営委員会の運営規則等を引き継ぐこと。また、運営準備期間中に、雇用条件その他必要な事項について、支援員等に十分な説明を行うこと。
- (3) 保護者負担金は現状を維持しなければならない。ただし、保護者負担金の変更について運営上やむを得ない事情がある場合は、保護者及び運営委員会と協議の上、お互いが納得した上で行うものとする。

8 実施要項等の公表

本実施要項及び仕様書、企画提案書作成要領その他本プロポーザルに関する資料は、井原市ホームページにおいて公表する。配布は、同ホームページからのダウンロードによるものとする。

9 質疑及び回答

本プロポーザルに関し質疑がある場合は、次の書類を提出すること。なお、提出のあった質疑及び質疑に対する回答は、参加申込者に対し一様に開示する。

(1) 質疑

- ア 提出方法 質問書（様式第7号）により、ファクシミリ又は電子メールにて提出すること。
- イ 提出期限 令和8年9月29日（火） 17時まで（必着）
- ウ 提出先 井原市総務部財政課 担当：吉田
FAX：0866-62-1744（総務課着）
e-mail：zaisei@city.ibara.lg.jp
なお、送信後、電話により到着確認を行うこと。
財政課 TEL：0866-62-9507

(2) 回答

- ア 回答方法 井原市ホームページにおいて公表する。
- イ 回答期限 令和8年10月5日（月） 17時まで

10 参加申込及び参加資格審査

- (1) 本プロポーザルへの参加を希望し、参加資格を満たす者は、次の書類を提出すること。

- ア 提出期限 令和8年10月9日（金） 16時まで（必着）
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類 ①参加申込書（様式第1号）
②法人に関する調書（様式第2号）
③業務体制表（様式第3号）
④業務実績調書（様式第4号）
⑤直近3か年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表
- エ 提出先 〒715-8601 岡山県井原市井原町 311 番地 1
岡山県井原市総務部財政課 担当：吉田

(2) 参加資格審査の結果通知

- ア 通知期限 令和8年10月16日（金） 17時まで
- イ 通知方法 参加資格審査通知書（様式第9号）により電子メールにて通知
- ウ その他 あわせて、プレゼンテーション審査の実施日時及びクラブ情報一覧を通知する。

1.1 企画提案書等の提出

上記1.0により井原市が本プロポーザルへの参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

- ア 提出期限 令和8年11月6日（金） 16時まで（必着）
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類 ①企画提案書表紙（様式第5号）
②企画提案書（正本1部、副本5部）
③見積書（様式第6号）
企画提案書の構成は、別に定める「井原市放課後児童クラブ運営業務委託に係る企画提案書作成要領」に基づき作成すること。
- エ 提出先 〒715-8601 岡山県井原市井原町 311 番地 1
岡山県井原市総務部財政課 担当：吉田
- オ その他 参加申込後に辞退する場合は企画提案辞退書（様式第8号）を提出すること。企画提案書等が提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。なお、辞退の場合でも、不利益な取扱いを受けることはない。

1.2 プレゼンテーションの実施

企画提案書に係るプレゼンテーションを実施し、審査委員会により企画提案内容の審査及び評価を行う。企画提案者が1者のみであった場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準に基づき企画提案内容の審査及び評価を行う。

なお、プレゼンテーションの内容は企画提案者の裁量に任せるが、評価基準に沿ったものとする。

- (1) 実施時期は令和8年11月中旬を予定し、各提案者の開始日時その他詳細は別途連絡を行う。
- (2) プレゼンテーションの実施順は、参加申込書の受付順を採用する。
- (3) プレゼンテーションは、各者20分以内とし、その後10分程度の質疑応答を行う。ただし、参加者数により変更する場合がある。
- (4) プレゼンテーション実施にあたり、会場には電子黒板（モニター、HDMI 端子接続）を設置する。それ以外の機器（パソコン等）を使用する場合は、提案者が用意すること。なお、その際に要する電源は、会場の電源コンセントを使用すること。
- (5) プレゼンテーションにおいて、提出済みの企画提案書等以外の追加資料を提示し、または配布することは認めない。
- (6) プレゼンテーションへの出席者は、1者につき3名以内とし、本業務に実際に携わる責任者が必ず出席すること。

1.3 選定方法

「井原市放課後児童クラブ運営業務に係る審査要領」に基づき、企画提案書等の内容を総合的に審査及び評価し、最も評価の高い者を「候補者」として、次に評価の高い者を「次点者」として選定する。

1 4 選定結果の通知・公表

候補者及び次点者に対しては、市から選定された旨を、また、その他に対しては選定されなかった旨をプロポーザル審査結果通知書（様式第10号）にて書面により通知する。

なお、審査の経緯及び内容に関する問い合わせ並びに選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

1 5 契約条件

候補者は、企画提案書の提案内容を基に市と協議を行い、業務内容を確定した上で「井原市放課後児童クラブ運営業務」の随意契約を締結するものとする。

ただし、候補者との協議が整わない場合は、次点者と契約締結に向けた協議を行うものとする。

1 6 スケジュール（予定）

(1) 公募開始	令和8年9月16日（水）
(2) 質問受付締切	令和8年9月29日（火）17時まで
(3) 質問回答期限	令和8年10月5日（月）17時まで
(4) 参加申込書受付締切 （参加意思表示の受付締切）	令和8年10月9日（金）16時まで
(5) 参加資格審査通知	令和8年10月16日（金）17時まで
(6) 企画提案書等提出締切	令和8年11月6日（金）16時まで
(7) 業者プレゼンテーション審査会	令和8年11月中旬
(8) 候補者との契約交渉	令和8年11月下旬
(9) 契約業者の決定、契約締結	令和8年12月上旬

1 7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出物作成に必要な資料は、参加者に提供する。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 書類提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。
- (5) 書類の作成及び提出に関して必要となる経費については、提案者の負担とする。
- (6) 参加申込書及び企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外する。
 - ア 定めた提出方法、提出先、期限に適合しないもの
 - イ 本実施要綱に記載した指定する作成様式及び記載事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 虚偽の内容が記載されたもの
 - オ 関係者への工作等不正な活動を行ったと認められるもの

- (7) 本プロポーザルは、放課後児童クラブ運営業務に対する発想、対応姿勢、優れたアイデアと業務能力を有する事業者を選定するものである。したがって、実際の業務実施に当たっては、提案されたアイデアを尊重することとするが、変更等を行うことがある。
- (8) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、提出者は審査結果について、異議等の申立てをすることができないものとする。
- (9) 提出書類について、井原市情報公開条例（平成12年井原市規則第24号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。ただし、個人情報については、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者には提供しない。
- (10) その他必要な事項は、健康福祉部子育て支援課長が別に定める。